

反社会的勢力等との取引排除に関する追加規定

第1条（追加規定の適用範囲）

お客さま（以下「口座開設者」といいます。）と当行との証券（投資信託・公共債）取引については、本規定集の各規定に定める事項に加え、本規定を共通して適用いたします。

第2条（反社会勢力との取引拒絶）

この証券振替決済口座は口座開設者または口座開設者が法人である場合には当該法人の役員等が第3条第1項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第1項各号の一にでも該当する場合には当行は取引をお断りするものとします。

第3条（取引の停止、解約）

1 口座開設者または口座開設者が法人である場合には当該法人の役員等が次の各号の一にでも該当すると当行が判断し、口座開設者と取引を継続することが不適切である場合には、当行は証券取引を停止し、または口座開設者に通知することにより証券振替決済口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 証券振替決済口座開設申込時、または各種取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 本人が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いてまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他上記AからDに準ずる行為

2 前項により、この証券振替決済口座が解約され残高がある場合、またはこの取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章を持参のうえ、当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第4条（規定の変更）

- ① この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- ② 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

（施行期日）

この規定は、令和2年4月1日より適用します。

以 上

(2020.3 代564302号)